

☆☆防災ベッド設置事業☆☆

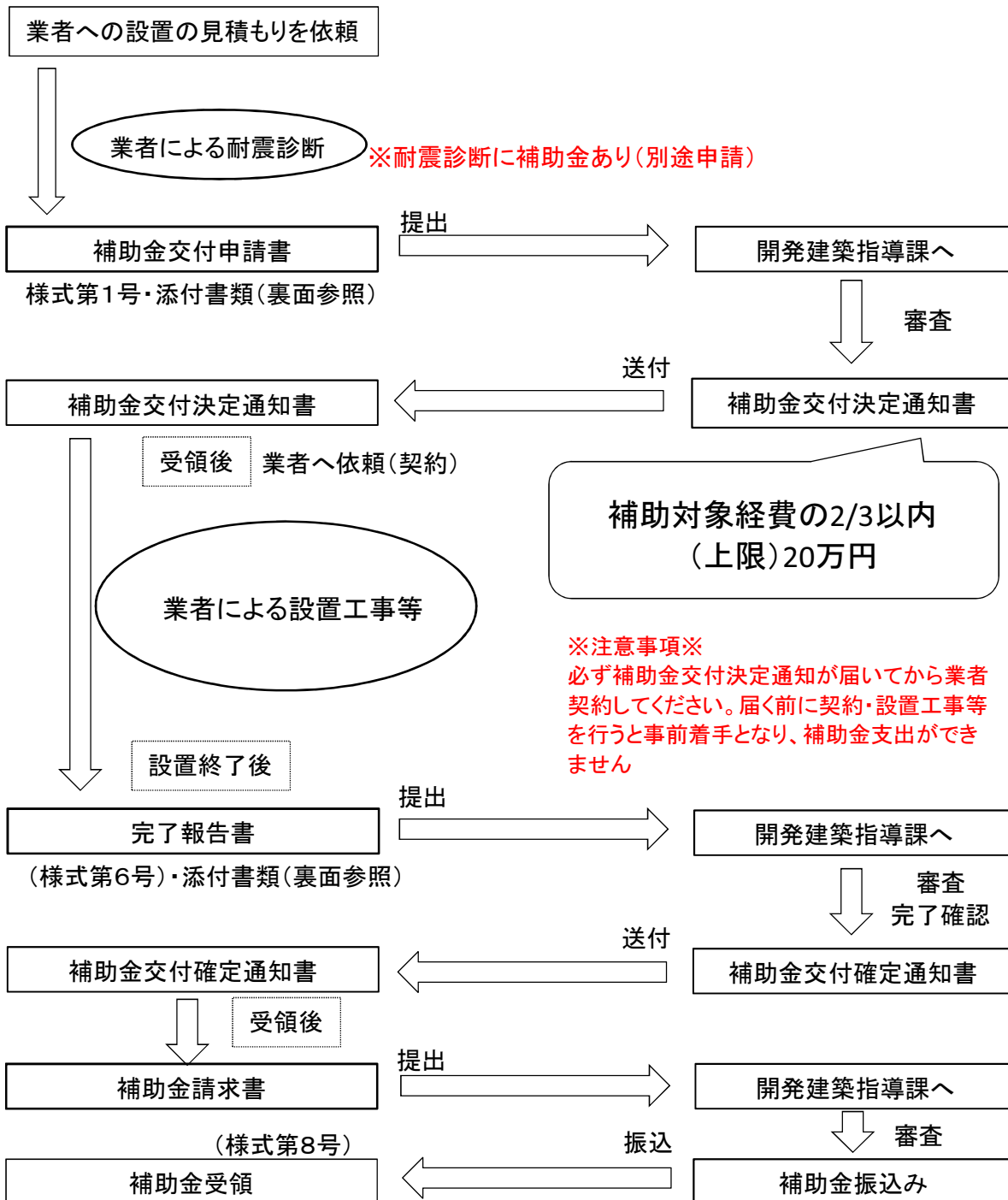
補助金受領までの流れ

～対象となる住宅の条件～

- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの(当該部分が過半を占めるものに限る)
- ・木造の住宅、長屋、共同住宅であること
- ・耐震診断による上部構造評点が1.0未満であること
- ・設置する防災ベッドが、東京都の「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置」の装置部門で選定されたもの、又は一般社団法人大分県建築士事務所協会が運用する木造耐震改修工法技術評価委員会で認定を受けたものであること

～申請者～

～大分市～



※振込には手続きに時間を要する場合があります

添付書類 一覧

・補助金申請時

- 補助金交付申請書（様式第2号）
- 木造住宅等の建築年が記載された官公署の発行した書類の写し
- 木造住宅等の所有が確認できる書類
- 木造住宅等の位置図
- 設置予定場所を表記した平面図
- 設置予定場所の写真
- 上部構造評点が1.0未満であることを証する書類
- 誓約書
- 委任する場合は委任状
- 防災ベッドの購入、運搬および設置に係る見積書の写し
- ※東京都選定品以外で設置する場合は木造耐震改修工法技術評価委員会の認定書
- ※その他審査に必要な書類を求める場合があります

・完了報告時

- 完了報告書（様式第8号）
- 領収書の写しその他設置に要した費用が分かる書類
- 設置状況が分かる写真（設置前・設置中・設置後）
- ※その他審査に必要な書類を求める場合があります

※変更がある場合は事前に相談を行うこと